第128回

定時株主総会招集ご通知



TOKYO KAIKAN

開催日時

令和4年6月29日(水曜日) 午前10時(受付開始午前9時)

開催場所 ※会場は前年と同じです。

東京都千代田区一ツ橋二丁目1番1号 如水会館2階「スターホール」

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点 から、株主総会当日のご来場は極力お控 えいただき、書面またはインターネット により、議決権を事前に行使していただ くことをご検討願います。

目 次

第128回定時株主総会招集ご通知 1
【添付書類】
事業報告4
計算書類 16
監査報告書 25
株主総会参考書類 28
第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役8名選任の件
第3号議案 監査役1名選任の件
第4号議案 補欠監査役2名選任の件
株主総会会場ご案内図 末尾

株主総会にご出席の株主様への「お土産」のご用意はございません。

株式会社東京會舘

証券コード:9701

株主各位

東京都千代田区丸の内三丁目2番1号

株式会社東京會舘

取締役計長 渡 辺 訓 章

第128回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第128回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申し上げます。

株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、株主総会当日のご来場は極力お 控えいただき、書面またはインターネットによる事前の議決権行使へのご協力をお願い申し上げます。

お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討いただき、きたる令和4年6月28日(火曜日)午後6時ま でに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 令和4年6月29日(水曜日)午前10時(受付開始午前9時) 時

東京都千代田区一ツ橋二丁目1番1号 如水会館2階「スターホール」 2. 場 所

感染拡大防止のため、座席の間隔を拡げることから、ご用意できる席数が限られております。

予めご了承のほど、お願い申し上げます。

3. 会議の目的事項 報告事項

第128期(合和3年4月1日から合和4年3月31日まで)事業報告

および計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 定款一部変更の件 第2号議案 取締役8名選任の件 第3号議案 監査役1名選仟の件 第4号議案 補欠監査役2名選任の件

以上

<株主様へのお願い>

- ・株主総会当日までの感染拡大の状況や政府等の発表内容等により上記対応を更新する場合がございます。インターネット上 の当社ウェブサイト(https://www.kaikan.co.jp)より、発信情報をご確認くださいますようお願い申し上げます。
- ・会場では、株主様のためのアルコール消毒液を配備いたします。ご来場の際は、マスクの着用と手指等の消毒をお願い申し 上げます。
- ・会場入口付近では、サーモグラフィー等による検温をさせていただきます。
- ・発熱があると認められる方、体調不良と思われる方は、入場をお断りする場合がございます。
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、 資源節約のため、本「招集ご通知」をご持参いただきますようお願い申し上げます。
- ◎株主総会参考書類ならびに事業報告および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(https:// www.kaikan.co.jp) に掲載させていただきます。

議決権の行使についてのご案内

「第128回定時株主総会招集ご通知」をご参照の上、以下のいずれかの方法にて議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。

株主総会の議決権行使を事前に行使いただける株主様



郵送

議決権行使書用紙に賛否を記入し、 ご返送ください。

行使期限

令和4年6月28日(火) 午後6時までに到着



インターネット

議決権行使サイト (https://evote.tr.mufg.jp/) にアクセスしていただき、 賛否をご入力ください。

行使期限

令和4年6月28日(火) 午後6時まで

詳細は次ページをご覧ください。



株主総会にご出席の株主様



議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。 ※裏表紙の「会場案内図」をご参照ください。 株主総会開催日時

令和4年6月29日(水) 午前10時

インターネットによる議決権行使のお手続きについて

インターネットにより議決権を行使される際は、次の事項をご確認の上、パソコン、スマートフォン又は タブレットから、議決権行使サイトにアクセスし、画面の案内に従って行使してくださいますようお願い 申し上げます。

QRコードを読み取る方法 (スマートフォン・タブレット等から)

①議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを 読み取ってください。



②画面の案内に従い、議案の賛否をご入力くだ さい。

QRコードによる議決権行使は 1回に限り可能です。

再行使する場合は右の「ログインID」「パスワード」を入力する方法をご利用ください。

ご注意事項

- ●午前2時から午前5時はご利用いただけません。
- ●複数回にわたり行使された場合の議決権の取扱い
 - (1) 議決権行使書用紙の郵送とインターネットの双方により 重複して議決権を行使された場合は、インターネット による議決権行使の内容を有効とさせていただきます。
 - (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

「ログインID」「パスワード」を 入力する方法

1議決権行使サイトヘアクセス https://evote.tr.mufg.jp/

2ログイン



議決権行使サイトにおいて、議決権行使専用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご入力いただき、画面の案内に従って議案の賛否をご入力ください。

3パスワード登録



株主様以外の方による 不正アクセスや議決権 行使内容の改ざんを防 止するため、ご利用の 株主様に上で「競技権でリード」ので更を リード」の変更を いしております。

- ●インターネット接続料、通信料等、議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用は株主様のご負担となります。
 - システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 (ヘルプデスク) 0120-173-027 (午前9時~午後9時、通話料無料)

事業報告

(令和3年4月1日から令和4年3月31日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当事業年度におけるわが国経済は、いまだ新型コロナウイルス感染症の終息がみられず、特に前半は断続的に緊急事態宣言等が発出されるなどコロナ禍で収縮した状態が継続しました。飲食業界においては、人流抑制を目的とした自粛要請により活動が大きく制限され、厳しい経営環境での営業を余儀なくされました。10月の宣言解除以降は人流の回復がみられましたが、新たな変異株の出現により東京都に3度目のまん延防止等重点措置が発出されるなど、先行きは依然として不透明な状態が継続しています。

このような経営環境のなか当社は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、飛沫感染対策・接触感染対策を徹底してお客様が安心してご利用いただける体制を維持強化するとともに、万が一に備えた勤務体制など事業継続対策を徹底して、お客様ならびに従業員の安全を最優先にした事業運営を進めてまいりました。6月にはいち早く医療機関等と連携することで、東京會舘の全従業員ならびに業務委託先企業様の接種希望者を対象にワクチン接種を開始し、8月には対象者の2回目の接種を完了させました。また、宣言解除を前に「活動制限の緩和」に際してもお客様が安心してご利用いただける体制の強化を図るなど、寄せては返す感染症の波の各場面に対応できる体制を強化してまいりました。

当事業年度の売上高は、収益認識基準の新規適用の影響もあり、前期比で4,365百万円増加し、8,399百万円となりました。従前の基準による前期比においても売上高は2,185百万円増加と確実に回復基調にあり、ワクチン接種などの新型コロナウイルス感染症に対する社会的対応に加えて、当社の感染対策と実績をご評価いただいたことによるものと確信しております。しかしながら、当事業年度においては未だ売上高が固定費を吸収できる水準にはとどかず、営業損失は1,743百万円(前期は営業損失3,374百万円)となりました。営業外収益においては、社員の雇用・感染症防止対策・営業時間の短縮などに対する助成金や協力金を計上し、経常損失は683百万円(前期は経常損失2,869百万円)となりました。また、当期末において来期以降を見据えた財務基盤の構築のために不動産信託を活用した資金調達を行うのと同時に、不動産

の一部を信託受益権化して譲渡したことにより、特別利益に当該譲渡益を固定資産売却益として計上し当期純利益は844百万円(前期は当期純損失3.219百万円)となりました。

これを部門別にみますと

宴会部門につきましては、婚礼部門は、前年後半から引き続き回復基調で推移しコロナ禍前の施行水準に届くまで回復が進みました。一方、一般宴会では法人顧客の会合等の需要はあるものの断続的に発出される宣言等によりキャンセルが発生するなど、回復は限定的なものとなりました。この結果、一般宴会、婚礼合計の宴会部門売上高は、収益認識に関する新たな会計基準を適用した影響を除いた段階で前年比118.5%増加し、さらに新会計基準の適用による増加もあり、5,754百万円(前期比251.3%増)となりました。

食堂部門につきましては、上半期のほぼ全期間にわたって発出された緊急事態宣言等の期間中において営業時間短縮や酒類提供を休止するという大変厳しい環境下での営業となりました。このような中でも、お客様のニーズにお応えすべく独自に開発したノンアルコールカクテルやテイクアウトメニューなど商品ラインを充実させ集客・売上の拡大に努めました。宣言等が解除された10月以降は回復に勢いがみられ、1月に再び発出された宣言等により制限は受けたものの、宣言等による売上高の下方圧力は従来よりも緩やかでありました。

しかしながら、上半期の営業制限の影響は大きく、売上高は1,641百万円(前期比8.0%増) にとどまりました。

売店・その他の営業につきましては、本舘売店ではレストランの味をご自宅でお楽しみいただける新商品の投入を積極的に行いました。食品部門では百貨店等の店舗や催事での販売が前年同期より大幅に増え、個人需要を中心としたオンライン販売も引き続き好調でありました。この結果、売上高は2期連続の増加となる1,004百万円(前期比14.5%増)となりました。

なお、過去2年間にわたるコロナ禍による収益悪化により大きく影響を受けた自己資本は、 当事業年度の固定資産売却益の計上により一定の修復がありましたが、当事業年度は未だ営業 損失を計上する止むなきに至った状況を鑑みまして、誠に遺憾ではございますが、当事業年度 の配当は無配とさせていただきます。株主の皆様には深くお詫び申し上げますとともに、早期 に復配できるよう努めてまいりますので、引き続きご支援賜りますようお願い申し上げます。

(2) 設備投資および資金調達の状況

当事業年度中に実施いたしました設備投資の総額は139百万円で、主なものは次のとおりであります。なお、所要資金は自己資金および借入金をもって充当いたしました。

・銀座営業所 厨房・レストラン改装工事(令和3年9月)

(3) 対処すべき課題

今後の経済見通しにつきましては、依然として感染症の終息時期が見通せないことなど、先行き不透明感が払拭できない状況が続くことが懸念される一方、ワクチン接種の進行や治療薬の開発などにより感染症の波が社会経済活動に与えるインパクトは過去2年間に経験した規模を繰り返すものとはならないと期待されます。

このような状況の下、当社は本年11月の創業100周年を迎えるにあたり、次の100年に向けた強固な財務基盤を構築するため、保有する不動産を一定期間信託し、その信託財産を活用して資金調達することといたしました。丸の内という極めて優良な立地に保有する高性能な資産である東京會舘本舘ビル等を営業活動にとどまらず財務面においても活用することにより、安定長期かつ低コストでの資金調達が可能となり、バランスシートとキャッシュ・フローの両面を改善することによって企業価値の更なる向上を図ると同時に、現下の新型コロナウイルス感染症の厳しい経営環境下においても安定した事業運営が出来る体制が整ったと考えております。

事業運営面では、100周年という節目の年をコロナ禍からの回復の年と位置づけ、営業・接客・調理の各部門の総合力を発揮してまいります。感染症の拡大不安が払拭されない状況のなか、飛沫感染対策・接触感染対策の徹底など、お客様ならびに従業員の安全を最優先にした運営はもちろんのこと、100年の歴史に裏付けされた東京會舘ブランドという無形の資産をお客様のニーズと結び付けられるよう、100周年メニューや商品の開発、記念イベントの開催などを積極的に実施してまいります。これら諸施策の結実とコロナ禍という激しい外部環境要因の縮小を確認し、早期に合理的な中期経営計画を策定できる水準まで回復を実現したい考えであります。

当社は、今後も引き続きコーポレートガバナンスならびにコンプライアンス体制の充実を図るとともに、リスク管理体制の更なる強化など企業としての社会的責任を果たすべく、SDGsを実現するための社会的課題にも積極的に取り組んでまいる所存でございます。

株主の皆様におかれましては、何卒、今後とも一層のご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申 し上げます。

(4) 財産および損益の状況の推移

(単位:記載あるほかは百万円)

項		期	別	第 125 期 平成31年3月期	第 126 期 令和 2 年 3 月期	第 127 期 令和 3 年 3 月期	第 128 期 (当事業年度) 令和 4 年 3 月期
売	上		高	7,062	11,504	4,034	8,399
経常利益または経常損失(△)		△2,835	69	△2,869	△683		
当期紅	!利益または	当期純損	失(△)	2,023	108	△3,219	844
	き当り当 は当期約			605.74円	32.38円	△963.78円	252.86円
総	資		産	28,327	25,391	23,249	24,942
純	資		産	9,442	9,258	6,272	7,122

[[]注] 1. 1株当たり当期純利益または当期純損失(△)は、期中平均発行済株式総数から期中平均自己株式を控除した株式数を用いて算出しております。

2. 「収益認識に関する会計基準」を当事業年度の期首から適用しております。

(5) 主要な事業内容(令和4年3月31日現在)

宴会場・結婚式場・レストランの経営ならびに洋菓子等の食品製造、販売を行っております。

(6) 主要な営業所および工場(令和4年3月31日現在)

	名	称			所	f 右	E ±	也			名		称			月	斤在	E ქ	b	
本			舘	東	京	都	千	代E	田区	銀	座	岜	業	所	東	京	都	千	代田	区
如	水	会	館	東	京	都	千	代E	国区	癌	研有	明病	院営	業所	東	京	都	江	東	区
大 (L	手 町 EVEI	営業 LXX	所 [)	東	京	都	千	代[田区	千	7	_	エ	場	東	京	都	江	東	区
三克	越日本橋	本店営業	所	東	京	都	中	央												

〔注〕銀座営業所は、店舗リニューアル工事を完了し令和3年9月1日より営業を再開いたしました。

(7) 従業員の状況(令和4年3月31日現在)

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
491 名	△55 名	42.0 才	13.7 年

(8) 主要な借入先および借入金(令和4年3月31日現在)

	借	入	先			借	入	額
株式	大会社 三	菱 U	F J	銀	行		10,1	70 百万円 00)
株式	式 会 社	三井	住 友	銀	行		2,0)50 00)
株	式 会 社	みず	゛ほ	銀	行			50

※ () 内は、当社が信託した不動産を引当として、信託受託者において行った借入に係るものであります。

2. 会社の株式に関する事項(令和4年3月31日現在)

(1) 発行可能株式総数 8,900,000株

(2) 発行済株式の総数 3,463,943株 (自己株式 123,574株を含む)

(3) 株 主 数 4.570名(前期末比 112名増)

(4) 大 株 主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	千株	%
サントリーホールディングス株式会社	313	9.37
東京會舘取引先持株会	180	5.42
日本生命保険相互会社	172	5.17
三 信 株 式 会 社	166	4.98
株式会社三菱UFJ銀行	165	4.95
三 菱 地 所 株 式 会 社	131	3.93
株式会社みずほ銀行	120	3.60
明治安田生命保険相互会社	105	3.16
富国生命保険相互会社	100	3.02
阪急阪神ホールディングス株式会社	100	3.00

- 〔注〕1. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。
 - 2. 当社は、自己株式123千株を所有しておりますが、上記大株主から除いております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役(令和4年3月31日現在)

地	位	ŀ	无	名		担当および重要な兼職の状況
代表取締	役社長	渡	辺	訓	章	営業本部長
代表取締	役専務	鈴	木	輝	伯	管理本部長
常務取	締 役	星	野		宏	営業本部副本部長 兼 マーケティング戦略部長 兼 本舘営業部長
取 締	役	Ш		健太	郎	営業推進部統括部長
取 締	役	吉	\blacksquare		寛	本舘営業部副部長 兼 本舘総支配人
取 締	役	斉	藤	哲	_	調理本部長 兼 調理・製菓部長 兼 本舘総調理長
取 締	役	蛯	原		望	経理部長
取締	役	島	谷	能	成	東宝株式会社 代表取締役社長 株式会社東京楽天地 取締役 阪急阪神ホールディングス株式会社 取締役 株式会社フジ・メディア・ホールディングス 社外取締役
取締	役	合	場	直	人	株式会社サンシャインシティ 代表取締役社長 三菱地所株式会社 顧問
常勤監	査 役	池	内	潤一	- 郎	
監 査	役	畔	柳	信	雄	株式会社三菱UFJ銀行 特別顧問
監 査	役	相	場	康	則	サントリーホールディングス株式会社 特別顧問

- 〔注〕1. 取締役 島谷能成および合場直人の両氏は、社外取締役であります。
 - 2. 監査役 畔柳信雄および相場康則の両氏は、社外監査役であります。
 - 3. 常勤監査役 池内潤一郎氏は、当社内の経理部門で長年にわたる経理業務の経験を有し、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
 - 4. 取締役 島谷能成、合場直人、監査役 畔柳信雄、相場康則の4氏は、株式会社東京証券取引所の 定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。
 - 5. 当事業年度中の監査役の重要な兼職の異動

	氏	名		名		名		名		名		名		名		新	В	異 動 日
	柳	信な	進	株式会社三菱UFJ銀行	株式会社三菱UFJ銀行 特別顧問	·令和3年12月17日												
<u> </u>	19H	16 4	Œ	特別顧問	株式会社三菱総合研究所 社外取締役	70 17 17 17 17 17 17 17												

【ご参考】決算期後の異動 取締役の地位・担当の異動

Е	无	名	ı	新	I⊟	異 動 日
島	谷	能	成	東宝株式会社 代表取締役会長	東宝株式会社 代表取締役社長	令和4年5月26日

(2) 役員等賠償責任保険契約に関する事項

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる損害を当該保険契約により填補することとしております。当該保険契約の被保険者は取締役および監査であります。

(3) 会社役員の報酬等に関する事項

① 役員報酬等の額および算定方法の決定に関する方針

当社の取締役の報酬等は、月額の固定報酬のみとし、その額については、経営内容・経済情勢等を考慮のうえ、株主総会で決議した報酬総額の限度内で各取締役の地位および担当を踏まえて決定することとしております。役員報酬等の決定方針および毎年の役員報酬は取締役会において決定しております。

当事業年度に係る当社の取締役の報酬等の額は②のとおりであるところ、個人別の報酬等の内容は、各取締役の地位および担当に応じて決定されておりますので、上記方針に沿うものであると判断しております。

また、監査役の報酬に関しては、月額の固定報酬のみで構成されており、株主総会で決議した報酬総額の限度内で各監査役の地位を考慮し、業績に左右されない安定的な処遇を基本として監査役の協議により決定しております。

② 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の総額

区分	支給人員	報酬等の総額
取 締 役	9名	121百万円
(うち社外取締役)	(2名)	(7百万円)
監 査 役	3名	22百万円
(うち社外監査役)	(2名)	(7百万円)

- 〔注〕1. 取締役の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 - 2. 平成20年6月26日開催の第114回定時株主総会において、取締役の報酬限度額は、年額2億5,000万円以内、また、監査役の報酬限度額は、年額5,000万円以内と、それぞれ決議いただいております。なお、当該定時株主総会の決議時における当社の取締役は8名、監査役は3名であります。

(4) 社外役員に関する事項

ア. 重要な兼職の状況および当社との関係

区分	氏 名		氏 名 重要な兼職の状況		当社と兼職先との関係
				東宝株式会社 代表取締役社長	当社の大株主であります。
社外取締役	取締役 島 谷	谷 能	成	株式会社東京楽天地 取締役 阪急阪神ホールディングス株式会	 重要な取引その他の関係はありませ
				社 取締役	全女な取引での他の関係はありませ
社外取締役	合 :	場直		株式会社サンシャインシティ 代表取締役社長	重要な取引その他の関係はありません。
1上次下4人前1又		物 旦	人	三菱地所株式会社 顧問	当社の大株主であります。
社外監査役	畔々	柳信	雄	株式会社三菱UFJ銀行 特別顧問	当社の大株主であり、借入先であり ます。
社外監査役	相	場康	則	サントリーホールディングス株式 会社 特別顧問	当社の大株主であり、原材料の仕入 れ先であります。

イ. 当事業年度における主な活動状況

区分	氏		名		当事業年度における主な活動状況
社外取締役	島	谷(能	成	当事業年度開催の取締役会11回全てに出席し、企業経営等の豊富な経験や実績、幅広い知識と見識に基づき、必要に応じて意見を述べております。
社外取締役	合	場	直	人	当事業年度開催の取締役会11回全てに出席し、企業経営等の豊富な経験や実績、幅広い知識と見識に基づき、必要に応じて意見を述べております。
社外監査役	畔	柳	信加	雄	当事業年度開催の取締役会11回のうち10回、および監査役会6回全てに出席し、企業経営等の豊富な経験や実績、幅広い知識と見識に基づき、必要に応じて意見を述べております。
社外監査役	相	場	康	則	当事業年度開催の取締役会11回全て、および監査役会6回全てに出席し、企業経営等の豊富な経験や実績、幅広い知識と見識に基づき、必要に応じて意見を述べております。

[注] 上記取締役会のほか、会社法第370条および定款第23条に基づき、取締役会の決議があったものと みなす書面決議が1回ございます。

ウ. 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役および各社外監査役は、会社法第427条第1項ならびに当社定款第26条および第35条の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項各号に定める最低限度額としております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

きさらぎ監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る報酬等の額

18百万円

② 当社が会計監査人に支払うべき 金銭その他の財産上の利益の合計額

18百万円

- [注] 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査報酬の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額は合計額で記載しております。
 - 2. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、取締役、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務遂行状況や報酬見積もりの算出根拠などを検討した結果、会計監査人の報酬等について、監査品質を維持していくために合理的水準であると判断し、会社法第399条第1項の同意をいたしました。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合など、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会の会議の目的とすることといたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められ、かつ改善の見込みがないと判断した場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任理中を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当体制の運用状況の概要

1. 業務の適正を確保するための体制

当社取締役会において決議した、業務の適正を確保するための体制(内部統制システムの基本方針)は、以下のとおりであります。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① コンプライアンス体制の基本原則として東京會舘企業行動規範、コンプライアンス基本規程を定め、取締役及び使用人が、法令及び定款等を遵守するよう、周知徹底を図る。
- ② 監査役は、取締役の法令及び定款等の遵守状況を監視するとともに、内部監査部門と連携して、内部統制システムの整備・運用に関し、モニタリングを行いコンプライアンス体制の強化を図る。
- ③ 取締役及び使用人は、法令及び定款等に違反する重要な事実を発見した場合には、速 やかに監査役、取締役会に報告する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報は、情報管理規程に基づき、その保存媒体に応じて適切かつ確実に検索性の高い状態で記録・保存及び管理を行う。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 業務執行に係るリスクのなかで、以下のリスクを当社の三大リスクと認識し、個々の リスクについてそれぞれ委員会を設置し、その管理体制を整え、使用人に対する研修、 教育を行う。
 - ア. 食品衛生及び食品安全に関するリスク
 - イ. 防火及び防災に関するリスク
 - ウ. 顧客個人情報に関するリスク
- ② リスク管理規程を定め、不測の事態が発生した場合には、社長を本部長とする対策本部を設置し、迅速な対応を行い、損害の拡大を防止し、これを最小限に止める体制を整える。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役会規程・常務会規程及び常勤役員規程を定め、取締役会を月1回開催するほか、 常務会を週1回開催し、必要に応じて適宜臨時に開催することで職務執行の迅速化・効 率化を図る。
- ② 経営方針及び経営戦略に関わる重要事項は、常務会において議論を行い、その審議を経て、取締役会において執行決定を行う。

- ③ 取締役会の決定に基づく業務執行については、組織・業務分掌規程において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続の詳細について定める。
- (5) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びに当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
 - ① 監査役が職務を補助すべき使用人を求めた場合、監査役と協議のうえ、人選・配置を 行う。
 - ② 当該使用人については、その人事に関し、取締役からの独立性を確保する。
 - ③ 当該使用人が他部署と兼務の場合、監査役の職務遂行上必要な時は、その業務を優先する。
- (6) 収締役及び使用人が監査役に報告するための体制並びに報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
 - ① 取締役及び使用人は、コンプライアンス基本規程の定めに従い、当社における重大な法令違反等を発見した場合には、速やかに監査役、取締役会に報告する。
 - ② 公益通報者保護法等の法令に従い、報告をした者が当該報告をしたことを理由として、 不利益な取扱いを受けない体制を整える。
- (7) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役が職務の執行について生ずる費用等を請求したときは、監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用等の処理手続きを行う。

- (8) 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - ① 代表取締役は、監査役と定期的に会合を持ち、会社が対処すべき課題、会社を取り巻くリスクのほか、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見を交換する。
 - ② 取締役は、重要な業務執行の会議への監査役の出席を確保する。
 - ③ 内部監査部門は、監査役と適宜情報交換を行い、連携して監査を行う。
- (9) 財務報告の適正性を確保するための体制
 - ① 内部統制基本規程を定め、財務報告に重要な虚偽記載や誤りが生じる可能性の高い業務プロセスについて、そのリスクの低減を図るシステムを整備する。
 - ② 財務報告に係る内部統制システムの整備・運用状況を定期的にモニタリングし、統制 上の重要な不備を発見した場合には、速やかに監査役、取締役会に報告し、その是正を 行う。
 - ③ 財務報告に係るIT業務の内部統制システムの整備を行う。
- (10) 反社会的勢力排除に関する体制
 - ① 当社は、市民社会の秩序と安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切関わりを持たない。
 - ② すべての取締役及び使用人に対し、反社会的勢力との接触並びに取引を行わないこと、 社内の密接な連携を本社並びに各営業所に周知徹底し、万が一、このような団体・個人 から不当な要求を受けた場合には、警察等関連機関と連携のうえ、当社として毅然とし た態度で対応する。
 - ③ 当社は「特殊暴力防止対策協議会」に加盟し、警察並びに地域の企業と積極的な情報 交換に努める。

2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における当体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

(1) コンプライアンス体制

- ① コンプライアンス等規程類の自社ポータルサイトへの掲載で、取締役及び使用人がいつでも閲覧できる体制を整備し、その周知・徹底を図っております。
- ② 監査役は、内部監査部門と連携して、内部統制システムの整備・運用に関し、各部門責任者との面談とモニタリングをとおし体制の強化と監視を図っております。
- ③ 取締役及び使用人が監査役、取締役会に報告する体制として設置した「社内通報システム」の窓口を常勤監査役、調査担当部署を内部監査室とし、その実効性を確保しております。

(2) 取締役の職務執行の適正及び効率性確保に関する体制

経営方針及び経営戦略に関わる重要事項は、常務会において議論を行い、その審議を経て、 社外取締役2名、社外監査役2名出席の取締役会において執行決定を行い意思決定及び監督 の実効性を確保しております。当事業年度は、取締役会を11回、常務会を43回開催いたしました。

(3) リスク管理体制

① 食品衛生及び食品安全

食品衛生対策委員会において、対応が義務化された衛生管理手法「HACCP」に関する講習会の実施や各営業所及び食材購入先への衛生指導に加え、営業所ごとの外部機関による衛生検査の実施等、更なる衛生管理の徹底を図っております。

② 防火及び防災

防火・防災対策委員会指導のもと、各営業所において直下型地震等防災訓練にも積極的に参加し、東京消防庁主催の「普通救命等(応急手当)講習会」にも年2回参加、使用人の約5割が救命技能認定を受け、「応急手当奨励事業所」に認定されるなど、緊急時におけるお客様への対応に備えております。

③ 顧客個人情報

情報管理委員会において、顧客情報の取扱いやコンピュータウイルスによる情報漏洩の 危険性に関し、社内イントラネットに注意事項や「ネットセキュリティ・セルフチェック」 を掲載するなど、使用人への周知・徹底を図っております。

④ 新型コロナウイルス感染症対策

新型コロナウイルス感染予防緊急対策委員会において、お客様と使用人の健康と安全を第一に考え、お客様に安心してご利用いただけるよう、お客様への検温・消毒依頼、ソーシャルディスタンスの確保、アクリル板およびCO2センサーの設置などを行うとともに、使用人へのコロナワクチン職域接種や抗原検査を実施するなど予防対策の徹底を図っております。

(4) 監査役の職務の執行に関する体制

- ① 監査役の職務を補助するため、管理部門員1名を任命しております。
- ② 代表取締役は、監査役と定期的に会合を持ち、重要課題等について意見交換を行っております。

(5) 財務報告の適正性を確保するための体制

内部監査室並びに会計監査人により、財務報告に係る内部統制の整備・運用状況の評価を 行っております。当事業年度は、売上高の多くを占める本舘を評価範囲といたしました。

〔注〕本事業報告中に記載の金額および株式数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(令和4年3月31日現在)

(単位:千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)	<u> </u>	(負債の部)	<u> </u>
(夏)度(グ)品) 流 動 資 産	5,104,895	流動負債	2,559,302
現金及び預金	4,444,021	買掛金	117,375
売 掛 金	311,723	短 期 借 入 金 1年内返済予定の長期借入金	360,000 240,000
未収入金	78,162		225,224
商品及び製品	11,529	未 払 金	782,149
性 掛 品	5,598	未払法人税等	194,117
原材料及び貯蔵品	105,549		169,981 61,580
前払費用	120,807		266,318
その他	27,709	預 り 金	44,554
貸倒引当金	△ 207	算与引当金	98,000
固定資産	19,837,343	固 定 負 債 長期 借入金	15,260,356 11,760,000
有形固定資産	15,486,682		1,306,818
建物	11,809,178	繰延税金負債	698,794
構築物	161,509	退職給付引当金資産除去債務	1,009,741 20,502
機械装置及び運搬具	30,108	長期預り保証金	464,500
工具、器具及び備品	192,291	負債合計	17,819,659
土 地	1,958,224	(純資産の部)	
リース資産	1,335,224	株主資本	6,343,865
建設仮勘定	145	資 本 金	3,700,011
無形固定資産	41,540	資本剰余金 資本準備金	2,242,367
リース資産	38,530	資本準備金 その他資本剰余金	925,002 1,317,364
電話加入権	3,009	利益剰余金	844,656
投資その他の資産	4,309,121	その他利益剰余金	844,656
投資有価証券	1,998,303	固定資産圧縮積立金	1,799,340
敷金及び保証金	158,775	操越利益剰余金 自己株式	△ 954,683 △ 443,170
従業員に対する長期貸付金	1,631	評価・換算差額等	778,714
長期前払費用	1,574,074	その他有価証券評価差額金	778,714
そ の 他	576,336	純 資 産 合 計	7,122,579
資 産 合 計	24,942,238	負債純資産合計	24,942,238

〔注〕記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(令和3年4月1日から令和4年3月31日まで)

(単位:千円)

科目	金	額
		8,399,564
元 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		9,330,437
売 上 総 損 失(△)		△ 930,873
販売費及び一般管理費		812,170
営業損失(△)		△ 1,743,043
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	38,893	
助 成 金 収 入	659,384	
営業時間短縮等協力金収入	573,415	
そ の 他	19,886	1,291,579
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	168,352	
信 託 手 数 料	29,000	
そ の 他	34,569	231,921
経 常 損 失 (△)		△ 683,385
特 別 利 益		
固定資産売却益	1,648,925	1,648,925
税引前当期純利益		965,539
法人税、住民税及び事業税		139,458
法人税等調整額		△ 18,575
当 期 純 利 益		844,656
		- ,

[〔]注〕記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(令和3年4月1日から令和4年3月31日まで)

(単位:千円)

		株	主	資	本	
		資	本 剰 須	金金	利益親	制余金
	資本金		その他	資本剰余金	その他利	益剰余金
	5 个 亚	資本準備金	資本剰余金	合計	固定資産 圧縮積立金	繰越利益 剰余金
令和3年4月1日残高	3,700,011	925,002	1,958,137	2,883,140	1,890,794	△2,531,567
事業年度中の変動額						
固定資産圧縮積立金の取崩					△ 91,453	91,453
当 期 純 利 益						844,656
自己株式の取得						
資本剰余金から利益 剰 余 金 へ の 振 替			△ 640,773	△ 640,773		640,773
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)						
事業年度中の変動額合計	_		△ 640,773	△ 640,773	△ 91,453	1,576,883
令和4年3月31日残高	3,700,011	925,002	1,317,364	2,242,367	1,799,340	△ 954,683

	株	主 資	本	評価・換算 差 額 等	
	利益剰余金	自己株式	株主資本 計	その他有価証券	純資産合計
	合 計			評価差額金	
令和3年4月1日残高	△ 640,773	△ 442,605	5,499,773	772,761	6,272,535
事業年度中の変動額					
固定資産圧縮積立金の取崩	_		_		
当 期 純 利 益	844,656		844,656		844,656
自己株式の取得		△ 565	△ 565		△ 565
資本剰余金から利益 剰 余 金 へ の 振 替	640,773		_		_
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)				5,952	5,952
事業年度中の変動額合計	1,485,429	△ 565	844,091	5,952	850,044
令和4年3月31日残高	844,656	△ 443,170	6,343,865	778,714	7,122,579

[〔]注〕記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

- 1. 資産の評価基準及び評価方法
- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法 その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの……決算期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

市場価格のない株式等………移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- 2. 固定資産の減価償却の方法
 - ① 有形固定資産 (リース資産を除く) 定額法を採用しております。
 - ② リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 長期前払費用 均等償却によっております。

- 3. 引当金の計上基準

 - ③ 退職給付引当金························従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。数理計算上の差異は、その発生の翌事業年度に一括費用処理しております。。
- 4. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりであります。

① 宴会

当社は、一般宴会・婚礼の実施に係る場所・料理・飲料・接客その他サービスの提供を行っております。顧客から受注した一般宴会・婚礼を実施する義務を負っており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転することで履行義務が充足されると判断していることから、一般宴会・婚礼の実施が完了された時点で当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

② 食堂

当社は、レストランにおける料理・飲料やサービスの提供を行っております。顧客から受注した料飲とそれに伴うサービスを提供する義務を負っており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転することで履行義務が充足されると判断していることから、当該料飲及びサービスの提供が完了された時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

③ 売店

当社は、洋菓子等の販売を行っております。顧客から受注した製商品を引き渡す義務を負っており、顧客が当該製商品に対する支配を獲得することで履行義務が充足されると判断していることから、顧客に製商品が引き渡された時点で収益を認識することとしております。

なお、これらの履行義務に対する対価は、履行義務充足後、別途定める支払条件により概ね3か月以内に回収しており、重大な金融要素は含んでおりません。

また、収益は顧客との契約において約束された対価から値引き等を控除した金額で測定しております。

- 5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項
 - (1) 不動産等を信託財産とする信託受益権に関する会計処理方法

保有する不動産等を信託財産とする信託受益権については、信託財産内の全ての資産及び負債勘定並びに信託財産に生じた全ての収益及び費用勘定について、貸借対照表及び損益計算書の該当勘定科目に計上しております。

(2) 消費税等の処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。なお、資産に係る控除対象外消費税等は発生 事業年度の期間費用としております。

会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。これにより、他の当事者が関与している宴会部門及び食堂部門に係る収益について、従来は純額で収益を認識しておりましたが、顧客への財又はサービスの提供における役割(本人又は代理人)を判断した結果、総額で収益を認識する方法に変更しております。 収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前におたな会計方針を適及適用して場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。この結果、当事業年度の売上高は2,179百万円増加し、売上原価は2,179百万円増加しており、営業損失、経常損失及び税金等調整前当期純利益に影響はありません。また、利益剰余金の当期首残高への影響はありません。

(時価の算定に関する会計基準等)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。これにより、従来、時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品とされていた敷金及び保証金、長期預り保証金について、時価開示の対象外としておりましたが、入手できる最良の情報に基づく観察可能なインプットを用いて算定し、時価開示の対象としております。また、「金融商品関係」注記において、金融商品の時価のレベルごとの内訳などに関する事項などの注記を行うこととしております。

会計上の見積りに関する注記

(1) 会計上の見積りにより当該事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるもの

繰延税金資産

(2) 当事業年度の計算書類に計上した額

繰延税金資産374.437千円

当事業年度の貸借対照表において、繰延税金負債1,073,231千円と相殺して、その純額を繰延税金負債として計上しております。

- (3) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報
 - ① 当事業年度の計算書類に計上した金額の算出方法 内外の経営環境・過去の業績などから見積もられた将来の課税所得に基づき、繰延税金資産を計上しております。

- 当事業年度の計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定 新型コロナウイルス感染症の影響については、今後の広がり方や収束時期などを正確に見通すことは困難な状 況にありますが、外部の情報などを踏まえ、翌事業年度の後半以降に正常化へ向かうなどの仮定を置き、将来 の課税所得の見積りを行っております。
- ③ 翌事業年度の計算書類に与える影響 課税所得が生じる時期や金額は、将来の不確実な経済状況に影響を受ける可能性があり、実際に生じた時期や 金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に影響を与える可 能性があります。

貸借対照表に関する注記

- 1. 担保に供している資産及び担保に係る債務
- (1) 担保に供している資産

建物	5,067,078千円
土地	1,423,473千円
投資その他の資産 その他 (保険積立金)	90,290千円
· 計	6,580,842千円

(2) 担保に係る債務

90,000千円 短期借入金 1年以内返済予定の長期借入金 240.000千円 長期借入金 11.760.000千円 計 12.090.000千円

当社は、当事業年度において、受託者との間で東京會舘本舘ビル等の一部を信託財産とした信託契約を締結してお ります。受託者は信託財産の管理を行うとともに、2022年3月31日に責任財産を信託財産に限定した借入(以下 「信託内借入」)を行い、受益者である当社へ信託元本として交付しております。「(2) 担保に係る債務 | のうち、「1 年以内返済予定の長期借入金」及び「長期借入金」は、当該信託元本交付金を当社の借入金として計上したものであ り、「(1) 担保に供している資産 | のうち、「建物 | 及び「土地」は、当該信託内借入の担保とされているものであり ます。

2. 有形固定資産の減価償却累計額

3.544.254千円

損益計算書に関する注記

固定資産売却益は東京會舘ビル等およびその敷地の一部売却によるものです。なお、この売却は、譲渡資産である東 京會舘本舘ビル等およびその敷地の一部を信託財産とした不動産信託受益権を特別目的会社に譲渡することにより行わ れたものであります。

株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当事業年度の末日における発行済株式の総数

3.463.943株 普诵株式

2. 当事業年度の末日における自己株式の数

普诵株式 123.574株

- 3. 配当に関する事項
- (1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの 該当事項はありません。

税効果会計に関する注記

繰延税金資産	税務上の繰越欠損金	1,035,296千円
	退職給付引当金	309,182千円
	減損損失	52,505千円
	賞与引当金	30,007千円
	その他	59,472千円
	小計	1,486,464千円
	評価性引当額	△1,112,027千円
	合計	374,437千円
繰延税金負債	固定資産圧縮積立金	△794,116千円
	その他有価証券評価差額金	△279,115千円
	合計	△1,073,231千円
繰延税金負債の純額		△698,794千円

繰延枕金負債の純額

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については適正かつ円滑な運用を行い、投機的な取引は行いません。資金調達については、営 業債務のほか金融機関等からの借入により行います。

営業債権である売掛金は顧客に対する信用リスクを有しておりますが、発生単位ごとに残高管理を行うなど、リ スクの低減を図っております。

投資有価証券は、業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスク等を有しておりますが、定期 的に時価や発行体の財務状況等を把握し、リスク管理を行っております。これら金融資産のリスク管理は社内規程 (「資産運用細則」)を定めて運用しております。

営業債務である買掛金は、1年以内の支払期日であります。

短期借入金及び長期借入金(1年内返済予定の長期借入金を含む)の使途は、運転資金及び設備投資に係る資金 であります。変動金利借入には金利の変動リスクを有しておりますが、借入金額及び期間などを限定してリスクを 管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

令和4年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位:千円)

	貸借対照表計上額(※1)	時 価 (※1)	差額
(1) 投資有価証券			
その他有価証券(※3)	1,806,714	1,806,714	_
(2) 敷金及び保証金	158,775	158,007	△768
(3) 長期借入金(※4)	(12,000,000)	(11,631,391)	△368,608
(4) リース債務(※5)	(1,532,042)	(1,524,803)	△7,239
(5) 長期預り保証金	(464,500)	(462,417)	△2,082

- (※1) 負債に計上されているものについては、() で示しております。
- (※2) 「現金及び預金」「売掛金」「未収入金」「買掛金」「短期借入金」「未払金」「預り金」「未払法人税等」「未払消費税等」 については、現金及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しており ます。

(※3) 市場価格のない株式等は、「(1)投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	当事業年度(千円)
非上場株式	191,589

- (※4) 長期借入金には、1年内返済予定の長期借入金を含めております。
- (※5) 流動負債に含まれている1年以内に返済予定のリース債務を含めております。
- 3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価:観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定

の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価:観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係る インプットを用いて算定した時価

レベル3の時価:観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

(単位:千円)

V Δ		時	価	
丛 分	レベル1	レベル2	レベル3	合 計
投資有価証券 その他有価証券	1,806,714	_		1,806,714

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位:千円)

区分	時 価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合 計
敷金及び保証金	_	158,007	_	158,007
長期借入金	_	(11,631,391)	_	(11,631,391)
リース債務	_	(1,524,803)	_	(1,524,803)
長期預り保証金	_	(462,417)	_	(462,417)

- (※) 負債に計上されているものについては、() で示しております。
- (注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価は、将来キャッシュフローを国債の利回りを基礎とした合理的な割引率で割引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金及びリース債務

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期預り保証金

長期預り保証金の時価は、将来キャッシュフローと、返済期日までの期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位:千円)

	売上高
主要な財又はサービス	
宴会	5,754,135
レストラン	1,641,010
売店・その他の営業	709,413
顧客との契約から生じる収益	8,104,559
その他の収益	295,004
外部顧客への売上高	8,399,564

2. 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記4.収益及び費用の計上基準」に記載しております。

1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額

1株当たり当期純利益

2,132円27銭 252円86銭

重要な後発事象に関する注記 該当事項はありません。

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

令和4年5月20日

株式会社東京會舘 取締役会 御中

きさらぎ監査法人 東京都千代田区

指 定 社 員 業務執行社員 指 定 社 員 業務執行社員 公認会計士 後 宏 治

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社東京會舘の令和3年4月1日から令和4年3月31日までの第128期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。 監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、 監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分か つ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに 対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、 意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の 見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準 に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、 並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で 識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているそ の他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの第128期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各 監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当社の健全で持続的な成長を確保し、社会的信頼に応える良質な企業統治体制を取締役会と協働して確立することを監査の基本の方針として、監査計画、職務の分担等を定め、法令順守、内部統制システムの構築・運用の状況及びリスク管理を重点監査項目に設定し、各監査役から監査の実施状況及びその結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び内部監査部門等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な営業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、金融商品取引法上の財務報告に係る内部統制については、取締役等及びきさらぎ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主 資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書について検討いたしました。

2.監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制も含め、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 きさらぎ監査法人 の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和4年5月27日

株式会社 東京會舘 監査役会 常勤監査役 池 内 潤一郎 ⑩ 監 査 役(社外監査役) 畔 柳 信 雄 ⑩ 監 査 役(社外監査役) 相 場 康 則 ⑩

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第15条) は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。
- 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

				()	派は多	、史部で	かを示	しま 9	o)
現行定款				変	更	案			
(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし 提供) 第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総 会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計 算書類に記載又は表示すべき事項に係る情報 を、法務省令に定めるところに従いインター ネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすこと ができる。	<	削	除	>					

現行定款	変 更 案
< 新 設 >	(電子提供措置等) 第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会の招集に際し、株主総会の招集に際し、株主総会を考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。 2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。
< 新 設 >	(附則) 1. 定款第15条の変更は、会社法の一部を改正する 法律 (令和元年法律第70号) 附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9 月1日 (以下、「施行日」という。) から効力を生ずるものとする。 2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第15条はなお効力を有する。 3. 本附則は、施行日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

第2号議案 取締役8名選任の件

取締役 渡辺訓章、鈴木輝伯、星野昌宏、山口健太郎、斉藤哲二、蛯原望、合場直人の7氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、コーポレート・ガバナンスの一層の強化を図るため、社外取締役1名を増員し、取締役8名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所 有 す る 当社の株式の数					
1	再任 た	昭和57年3月 当社入社 平成11年4月 当社浜松町東京會舘総支配人 平成15年1月 当社営業所事業部副部長兼浜松町東京會舘総 支配人 平成16年1月 当社本舘宴会支配人兼婚礼支配人 平成19年3月 当社本舘総支配人兼宴会支配人 平成21年4月 当社本舘総支配人兼宴会支配人 平成26年4月 当社本舘総支配人兼宴会支配人 平成26年6月 当社本舘総支配人兼宴会支配人 平成27年2月 当社取締役本舘総支配人兼宴会支配人 平成27年2月 当社取締役本舘開設準備室長 平成29年4月 当社代表取締役社長 平成29年10月 当社代表取締役社長戦略本部長 令和2年4月 当社代表取締役社長戦略本部長	2,500株					
	務全般においてリーダー	5配人をはじめ営業部門での豊富な経験と実績を有しており、営業 −シップを発揮してまいりました。現在は当社の代表取締役社長と 晶広い知見を有していることから、当社の取締役として相応しい丿 曇補者としております。	して当社経営					
2	再任	昭和55年3月 当社入社 平成9年2月 当社浜松町東京會舘事務長 平成10年7月 当社経理部次長 平成15年3月 当社経理部副部長 平成17年4月 当社経理部長 平成24年6月 当社取締役経理部長	2,306株					
	[取締役候補者とした理由] 鈴木輝伯氏は、経理部長、総務部長、管理本部長を務めるなど財務戦略・管理業務全般に関する経験・ 実績・見識を有しております。当社の代表取締役専務として健全な会社運営に尽力しており、当社の取 締役に相応しい人材と判断したため、引き続き取締役候補者としております。							

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所 有 す る 当社の株式の数
3	再任 星 野 昌 宏 (昭和51年7月21日生)	平成11年3月 株式会社博報堂入社 中成17年11月 株式会社ローランド・ベルガー入社 平成20年10月 グーズ・アンド・カンパニー株式会社入社 ア成21年10月 ルートエフパートナーズ株式会社パートナー 平成22年7月 株式会社ペクトル入社 平成24年5月 中成24年5月 中元経営管理統括本部統括部長 同社取締役執行役員 平成28年5月 株式会社エポック・ジャパン取締役 当社戦略本部副本部長兼マーケティング戦略部長 や和元年6月 当社取締役戦略本部副本部長兼マーケティング戦略部長兼マーケティング戦略部長兼マーケティング戦略部長兼マーケティング戦略部長兼本部副本部長兼マーケティング戦略部長兼本部副本部長兼マーケティング戦略部長兼本部副本部長兼マーケティング戦略部長兼本部副本部長兼マーケティング戦略部長兼本部副本部長兼マーケティング戦略部長兼本部副本部長兼マーケティング戦略部長兼本部副本部長兼マーケティング戦略部長兼本部副本部長兼マーケティング戦略部長兼本部副本部長兼マーケティング戦略部長兼本部副本部長兼マーケティング戦略部長兼本部副本部長兼マーケティング戦略部長兼本部副本部長兼マーケティング戦略部長兼本部国本部長兼マーケティング戦略部長兼本部営業部長(現任)	900株
	生計画がは、幅かります。	業界において経営者として培った知識と経験をもとに、営業本部 務めるなど実績を重ねてまいりました。当社の常務取締役として い知見を有していることから、当社の取締役に相応しい人材と判断 しております。	が 学業戦略・運営 がしたため、引
4	再任 やま ぐち けん た ろう 山 口 健太郎 (昭和41年6月4日生)	昭和60年3月 株式会社帝国ホテル入社 平成23年4月 同社営業部次長 平成26年4月 同社営業部部長 平成28年10月 同社事業開発部担当部長 平成29年7月 当社営業推進部統括部長 平成29年10月 当社営業本部副本部長兼営業推進部統括部長 平成30年6月 当社取締役営業本部副本部長兼営業推進部統括部長 5和2年4月 当社取締役営業推進部統括部長(現任)	800株
	長、営業推進部統括部長	里由] ル業界で培った営業責任者としての豊富な知識と経験をもとに、質 長を務めるなど実績を重ねてまいりました。営業戦略全般に関する 性の取締役に相応しい人材と判断したため、引き続き取締役候補る	る経験・実績・

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社の株式の数					
5	再任 斉藤哲二 (昭和34年9月12日生)	昭和53年3月 当社入社 平成14年4月 当社経団連ゲストハウス調理長 平成20年4月 当社調理・製菓部本舘プルニエ調理長 平成27年2月 当社浜松町東京會館調理長 平成30年1月 当社調理・製菓部副部長 平成30年10月 当社調理・製菓部副部長兼本舘総調理長 平成31年1月 当社調理・製菓部長兼本舘総調理長 令和2年4月 当社調理本部長兼調理・製菓部長兼本舘総調 で利2年6月 当社調理本部長兼調理・製菓部長兼本舘総調理長 令和2年6月 当社取締役調理本部長兼調理・製菓部長兼本舘総調理長	500株					
	斉藤哲二氏は、調理部門	門で宴会調理・レストランにおける調理長を歴任するなど、高度な 部長としてリーダーシップを発揮しております。当社が創業以来長な役割を担っていることから、当社の取締役に相応しい人材と判断しております。	は専門性と豊富 長年培ってきた 近したため、引					
6	再任 ^{えび はら のぞみ} 蛇 原 望 (昭和39年8月24日生)	昭和62年4月 沖電気工業株式会社入社 平成15年12月 帝人デュポンフィルム株式会社アジアパシフィック地区コントローラ 平成19年10月 日本エア・リキード株式会社業務管理室副室長兼コントローラ 平成21年4月 株式会社アドバンスト・ケーブル・システムズ管理本部長兼CFO平成23年2月 当社入社平成29年4月 当社経理部長令和2年6月 当社取締役経理部長(現任)	300株					
	[取締役候補者とした理由] 蛯原望氏は、幅広い業界で培った知識と経験をもとに、経理部長を務めるなど、財務戦略・管理業務全般に関する経験・実績・見識を有しており、当社の取締役に相応しい人材と判断したため、引き続き取締役候補者としております。							

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社の株式の数
7	唐田 社外 独立 新古 塔 道 人 (昭和29年9月26日生)	昭和52年4月 三菱地所株式会社入社 平成19年4月 同社執行役員ビル開発企画部長 平成22年4月 同社常務執行役員 平成25年4月 同社専務執行役員 平成25年6月 同社代表取締役専務執行役員 来式会社サンシャインシティ取締役 平成28年6月 三菱地所株式会社代表執行役執行役専務 平成30年4月 同社専務執行役員 平成30年6月 同社グループ執行役員 平成30年6月 同社グループ執行役員 来式会社サンシャインシティ代表取締役社長(現任) 平成31年4月 三菱地所株式会社顧問(現任) 令和2年6月 当社取締役(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社サンシャインシティ代表取締役社長 一菱地所株式会社顧問	0株
	合場直人氏は、株式会験、実績、幅広い見識を 役に再任された場合の行	した理由及び期待される役割] 社サンシャインシティ代表取締役社長の職にあり、企業経営で培 を有しております。当社はその経験・能力を高く評価しており、同 分割として、独立した立場からその知見を活かした監督と助言を行 引き続き社外取締役候補者としております。	同氏が社外取締
8	新田 社外 独立 ※ もと もみ (昭和34年2月18日生)	昭和56年4月 サントリー株式会社入社 平成27年4月 サントリーホールディングス株式会社執行役員 コーポレートコミュニケーション本部副本部長 サントリービジネスエキスパート株式会社常 務取締役 お客様リレーション本部長 令和3年9月 サントリーホールディングス株式会社執行役員 サステナビリティ経営推進本部長 令和4年1月 サントリーホールディングス株式会社顧問 CSRアンバサダー サステナビリティ担当シ ニアアドバイザー(現任)	0株
	福本ともみ氏は、サン 富な知識と経験ならびに 価しており、同氏が社会	した理由及び期待される役割] トリーホールディングス株式会社において要職を歴任され、食品業 こグループ企業での経営経験も有しております。当社はその経験・ 外取締役に就任された場合の役割として、独立した立場からその知 とだくことが期待されるため、新たに社外取締役候補者としており	能力を高く評]見を活かした

- 〔注〕1. 各候補者と当社との間における特別の利害関係はありません。
 - 2. 合場直人、福本ともみの両氏は、社外取締役候補者であります。
 - 3. 合場直人氏の社外取締役としての在任年数は、本総会終結の時をもちまして2年となります。
 - 4. 合場直人氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ており、 原案どおり選任された場合、引き続き独立役員となる予定です。また、福本ともみ氏が原案どお り選任された場合、新たに同氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、同取 引所に届け出る予定です。
 - 5. 当社と合場直人氏との間では、会社法第427条第1項および当社定款第26条の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項各号に定める最低限度額としております。同氏が原案どおり選任された場合、当該契約を継続する予定であります。また、福本ともみ氏が原案どおり選任された場合、同様の契約を締結する予定であります。
 - 6. 当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる損害を当該保険契約により填補することとしております。各候補者が原案どおり選任された場合、当該保険契約の被保険者に含められることとなり、任期途中に当該保険契約を更新する予定であります。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役 池内潤一郎氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)		略歴、地位および重要な兼職の状況	所 有 す る 当社の株式の数
新任 家で 幸 男 (昭和32年4月12日生)	平成17年4月 平成23年9月 平成27年4月 平成29年1月	当社経理部次長 当社総務部情報システム室長 当社総務部人事室長 当社人事部長 当社経営企画部長	200株
		当社補欠監查役(現任) 当社監査室長(現任)	

[監査役候補者とした理由]

宮幸男氏は、管理部門で豊富な経験を有し、経理部次長、経営企画部長、監査室長を務めるなど、管理業務全般に関する経験・実績・見識を有しており、当社の監査体制の強化ならびに監査機能の充実を図ることに適切な人材と判断したため、新たに監査役候補者としております。

- 〔注〕1. 候補者と当社との間における特別の利害関係はありません。
 - 2. 当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる損害を当該保険契約により填補することとしております。宮幸男氏が原案どおり選任された場合、当該保険契約の被保険者に含められることとなり、任期途中に当該保険契約を更新する予定であります。

(ご参考) スキルマトリックス

【当社が取締役会で保有すべきと考えるスキル】

当社取締役会は、社内より当社の業務に精通した営業、管理、調理の各部門の責任者の中から経営上必要なマネジメントスキルを保有している者、また社外より企業経営を通じて培った豊富な経験・実績・幅広い見識を有し、その知見を活かした助言を行える者を選任することとしております。

【当社の取締役および監査役のスキルマトリックス】

第2号議案および第3号議案が原案どおり承認可決された場合は、各取締役および各監査役のスキルは以下のとおりとなる予定です。

		氏 名		氏 名							当社が特に	こ期待する知	見・経験		
						氏 名		谷	₹ 1	哉	企業経営	財務会計 経営管理	危機管理	業界知見 異 文 化	営業マーケティング
	渡	辺	訓	章	代表	取締役	社長	•		•		•			
	鈴	木	輝	白	代表	取締役	連務	•	•	•					
	星	野		冯	常務	多取約	帝役	•				•	•		
	Ш		健ス	总郎	取	締	役				•	•	•		
取締役	吉	\blacksquare		寬	取	締	役				•	•	•		
神役	斉	藤	哲		取	締	役			•			•	•	
	蛯	原		亞	取	締	役		•	•				•	
	島	谷	能	成	社夕	卜取 約	帝役	•			•	•			
	合	場	直	人	社夕	卜取 約	帝役	•		•	•				
	福	本	とも	らみ	社夕	小取 約	帝役				•	•		•	

監	宮		幸	男	常勤監査役		•	•			•
查	畔	柳	信	雄	社外監査役	•	•		•		
役	相	場	康	則	社外監査役	•		•	•		

[※] 上記一覧表は、各人に対して当社が特に期待する知見・経験から最大3つまで記載しております。

[※] 各人の有する知見や経験の全てを表すものではありません。

第4号議案 補欠監査役2名選任の件

監査役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

補欠監査役の候補者は次のとおりであり、田中寿雄氏は、第3号議案が原案どおり承認可決された場合の常勤監査役 宮 幸男氏の補欠としての監査役候補者、また、谷口明史氏は、社外監査役 畔柳信雄、相場康則の両氏の補欠としての社外監査役候補者であります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号		略歴、地位および重要な兼職の状況	所 有 す る 当社の株式の数					
1	新任 た なか とし お 田 中 寿 雄 (昭和42年2月19日生)		100株					
	[補欠監査役候補者とし		<u>^</u> TEL ₩4 ₹67 ∧					
		門で豊富な経験を有し、経営企画室次長、人事部長を務めるなど、 						
		見識を有しており、当社の監査体制の強化ならびに監査機能の充実 こめ、新たに補欠監査役候補者としております。	長を図ることに					
	週別な人物と刊倒した/							
2	社外 独立 たに ぐち あき ひと 谷 口 明 史 (昭和51年10月28日生)	平成16年10月 弁護士登録(大阪弁護士会登録) 北浜法律事務所(現:北浜法律事務所・外国 法共同事業)入所 平成19年1月 弁護士法人北浜法律事務所東京事務所移籍 平成24年1月 同事務所パートナー(現任) 平成29年12月 株式会社アーバンビジョン(現:株式会社 L i v - u p) 社外監査役(現任) 令和3年6月 Delta-Fly Pharma株式会社社外 取締役(現任)	O株					
	[補欠社外監査役候補者とした理由] 谷口明史氏は、弁護士としての豊富な経験や実績、幅広い知識・見識を有しており、当社の監査体制の強化ならびに監査機能の充実を図ることに適切な人材と判断したため、引き続き補欠社外監査役候補者としております。なお、同氏は社外役員となる以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。							

- 〔注〕1. 各補欠候補者と当社との間における特別の利害関係はありません。
 - 2. 谷口明史氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏が社外監査役に就任した場合、当社は同氏を独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
 - 3. 谷口明史氏が社外監査役に就任した場合、会社法第427条第1項および当社定款第35条の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項各号に定める最低限度額といたします。
 - 4. 当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる損害を当該保険契約により填補することとしております。当該保険契約の被保険者は取締役および監査役であり、田中寿雄氏が監査役に就任ならびに谷口明史氏が社外監査役に就任した場合には、両氏も当該保険契約の被保険者に含められることとなります。

以上

会場案内図

■会場 東京都千代田区一ツ橋二丁目1番1号

如水会館2階「スターホール」

電話(03)3261-1101(代表)

|※会場は前年と同じです。



■交通のご案内

○地下鉄

東西線「竹橋駅」1b出口から徒歩約4分、3a出口から徒歩約5分

半蔵門線

都営三田線 | 「神保町駅」A8、A9出口から徒歩約4分

都営新宿線

駐車場の用意がございませんので、ご来場に際しましては、公共の交通機関をご利用 くださいますようお願い申し上げます。

